

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

(1) 株主・投資家との建設的な対話に関する基本方針

当社は、株主や機関投資家との建設的な対話を促進するため、次の通り方針を定め実践しております。

1. 株主や機関投資家との対話全般については社長が統括し、経営企画部および総務部が窓口となり適切に対応いたします。
2. 経営企画部および総務部は、財務経理部をはじめとした関連部門と適宜連携を図ります。
3. 機関投資家向け決算説明会を定期的を実施し、また株主通信や当社ウェブサイトでの情報提供の充実に取り組みます。
4. 対話により得られた意見等については、経営企画部がとりまとめ、定期的に取り締役にフィードバックを行います。
5. インサイダー情報については、情報開示方針および内部情報管理規程に従い厳重に管理し、決算発表直前の2週間をIR・SR活動の沈黙期間に設定し、フェアディスクロージャーを徹底いたします。
6. 当社は株主との建設的な対話の充実を図るため、毎年3月末日および9月末日の株主名簿における株主の分布状況について把握するとともに、必要に応じ実質株主判明調査を行います。

(2) 株主・投資家との対話

2022年度は、コロナ禍により対面での決算説明会の開催に代えて、2022年5月および11月に決算説明動画を配信し、決算の概要や通期の業績予想、中期経営計画の取り組み状況について、説明を行いました。また年間を通じて、国内外のファンドマネージャーやバイサイドアナリストと面談を行い、エレクトロニクス市場の動向や中

期経営計画の進捗状況、サステナビリティ活動の取り組み状況、配当方針などについて説明を行い、意見交換しました。今後も情報開示の一層の充実を図りながら、積極的にコミュニケーションを図ってまいります。